

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## ●医療機関の指定

保険医療機関（健康保険法、国民健康保険法、後期高齢者医療制度等）

労災保険法指定病院

生活保護法指定病院

結核保護法指定病院

原爆被爆者指定医療機関

協力難病指定医

診療・検査医療機関（準 A 型）

基本診療料・特掲診療料の施設基準並びに入院時食事療養の基準に適合する保険医療機関

## ●近畿厚生局届出事項

①当院では、下記の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

		受理番号	受理年月日
基本診療料	機能強化加算	（機能強化）第2530号	令和4年4月1日
基本診療料	オンライン診療料	（オン診）第331号	令和2年4月1日
基本診療料	障害者施設等入院基本料13対1	（障害入院）第607号	平成25年8月1日
基本診療料	特殊疾患入院施設管理加算	（特施）第173号	平成23年11月1日
基本診療料	看護補助加算2	（看補助）第490号	令和4年6月1日
基本診療料	療養環境加算	（療）第164号	平成20年7月1日
基本診療料	感染対策向上加算3	（感染対策3）第141号	令和5年6月1日
基本診療料	後発医薬品使用体制加算2	（後発使2）第251号	令和4年12月1日
基本診療料	入院時食事療養（I）	（食）第86号	平成20年7月1日
特掲診療料	がん治療連携指導料	（がん指）第1554号	平成25年1月1日
特掲診療料	薬剤管理指導料	（薬）第403号	平成20年7月1日
特掲診療料	別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院	（支援病3）第139号	令和4年10月1日
特掲診療料	在宅時医学総合管理料及び施設入所時等医学総合管理料	（在医総管）第103177号	平成30年1月1日
特掲診療料	検体検査管理加算I	（検I）第122号	平成20年7月1日
特掲診療料	CT撮影及びMRI撮影	（C・M）第100500号	平成25年1月1日
特掲診療料	脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ	（脳Ⅲ）第100353号	平成29年7月1日
特掲診療料	運動器リハビリテーション料Ⅱ	（運Ⅱ）第100806号	令和元年6月1日

②当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。

入院時食事療養（Ⅰ）では、管理栄養士によって管理された食事を適時（配膳時間：朝食8時 昼食12時 夕食18時以降）、適温で提供しています。

また、特別食加算（病状等に対応しての特別食）を提供しています。

食事の時間および料金は下記の通りです。

	時 間	料 金
朝 食	8時00分	510円（一部負担）／食
昼 食	12時00分	
夕 食	18時00分 以降	

※限度額認定証をお持ちの方は、適用区分に応じた負担となります。

③当院では、入院時に以下の病室において特別な療養環境（個室・二人室）に係る料金を申し受けております。（内税です。）

病棟名	病室	種別	料金
2階病棟	210号室	個 室	5,500円
	211号室	個 室	5,500円
3階病棟	310号室	個 室	5,500円
	311号室	個 室	5,500円
4、5階病棟	408号室	個 室	5,500円
	501号室	個 室	5,500円
	502号室	2人室	3,300円
	510号室	個 室	5,500円

●療養の給付と関係を有さないサービス等の取扱い事項

当院では、以下の項目について、実費の負担をお願いしております。

～日常生活上のサービスに係る費用～

1. テレビ利用カード代 1,000円（内税）／枚
2. テレビイヤホン代 200円（内税）／本

～公的保険給付とは関係の無い文書の発行に係る費用～

1. 診断書（一般） 2,200円（内税）／通
2. 診断書（事故・労災） 3,300円（内税）／通
3. 入院証明書（生命保険） 3,300円（内税）／通
4. 死亡診断書 5,500円（内税）／通
5. 支払証明書 1,100円（内税）／通
6. コピー代（カルテ開示等） 50円（内税）／通

～医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用～

1. インルエンザワクチン接種 3,800円（内税）／回
2. 健康診断（一般） 5,500円（内税）／回
3. 健康診断（一般、血液、心電図） 9,350円（内税）／回

④「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

#### ⑤かかりつけ医としての取組について

当院では、かかりつけ医として以下の取組を行っています。

1. 他の医療機関と当院で処方されている薬について確認し、診察や必要な服薬指導を行っています。
2. 必要に応じ、適切な医療機関（専門の医師・医療機関）への紹介を行っています。
3. 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談を承ります。
4. 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談を承ります。
5. 夜間、休日のお問合せへの対応をしております。  
（夜間、休日におきましては担当医が不在の場合もありますので、内容によっては担当医による後日の対応となる場合があります。）

## 看護職員の配置について

当院病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

看護補助者は、入院患者様50人に対して1人以上配置しております。

看護職員と看護補助者を合わせて、1日につき12人以上勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時

看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は38人以内です。

夕方17時～朝9時

看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は38人以内です。

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。厚生労働省では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。

先発医薬品より低価格なので自己負担の軽減、医療財政の改善につながりますので、当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

## 後発医薬品使用体制加算2について

当院では入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。

また、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者様に十分に説明いたします。

## 一般名処方及び選定療養について

当院では、医薬品の安定供給及び後発医薬品の使用促進を図る取組を実施しております。

特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な薬剤が患者様に行き届きやすくなるよう、後発医薬品のある薬剤については、特定の医薬品名を記載するのではなく、薬剤の成分を記載した処方（一般名処方）を行う場合があります。

なお、令和6年10月より、長期収載医薬品（先発医薬品）について、医療上の必要性があると認められない場合において、患者様が長期収載医薬品を選択した場合には、後発医薬品との差額の4分の1を患者様が負担（選定療養）することとなります。

予めご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします